

美浜の会ニュース

No. 130

2014. 9. 14

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (代表) 小山 英之
大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 6367-6581 郵便振替: 00950-6-308171 (美浜の会)
⇒ ホームページURL <http://www.jca.apc.org/mihama> ⇐

頒 価 300円
購読料 年2千円

火山リスク等を見做す川内原発「審査書」

安全性軽視をエスカレートさせる原子力規制委員会

屋内退避に押し込む政府の避難政策

障がい者にとって「屋内退避は座して死を待つに等しい」

川内原発の再稼働を阻止しよう

原子力規制委員会が9月10日に川内原発の審査書を決定して以降、政府と地元首長達は、再稼働の動きを一気に推し進め、年明けの再稼働にこぎ着けようとしている。しかし、「安全だとは言わない」規制委員会の審査は、専門家も指摘するように火山リスクを含めて安全性に大きな問題がある。内閣府の肝いりで作成した避難計画も、住民や要援護者の安全を守るようなものではない。地元同意の範囲も薩摩川内市と県だけでよしとする知事の意向に対して、30km圏内の自治体からは批判の声があがっている。

これら川内原発再稼働がかかえる問題点を具体的に批判し、10月9日から始まる県内住民説明会等で反対の意思を表明しよう。9月28日には「ストップ川内原発再稼働！9.28全国集会」が呼びかけられている。県内と全国から反対の声を強め、再稼働を阻止していこう。

◆再稼働への動きを一気に進める政府・地元首長

原子力規制委員会は9月10日、川内原発1・2号の審査書を決定し、設置変更を許可した。この日は、審査書で新基準との適合性を確認し、原発の基本設計について設置変更を許可しただけだ。今後、この基本設計通りに施設や機器の具体的な設計・工事がなされているかを確認する工事計画の審査、事故時の手順書等を含む保安規定の審査、使用前検査が残っている。九電はこれらの補正申請書を9月末までに提出すると報じられている。これらの審査はその後になる。

それにも関わらず、政府や地元首長達は早々と再稼働に向けた手続きを一気に進めようとしている。12日には経産大臣がエネ庁長官を鹿児島に派遣し、再稼働を進めるとした大臣文書を知事と薩摩川内市長に手渡した。また同日には、首相を議長とする原子力防災会議を開き、内閣府等による「川内地域の緊急時対応」を基に、「避難計画を含めた緊急時対応が具体的、合理的であることを県や関係省庁が確認し、了承した」と首相が述べている。鹿児島県知事が「10

目次

- 川内原発の再稼働を止めよう・・・p1 ○火山リスク無視は許せない・・・p5 ○鹿児島から・・・p7 ○福井県への申し入れ・・・p8 ○国相手の大飯裁判の報告・・・p9 ○福井県防災訓練監視・・・p10 ○市川町申し入れ・・・p12
○三田市申し入れ・・・p13 ○福井県避難推計時間の批判・・・p14 ○佐賀 MOX 裁判の報告・・・p16

km以遠の要援護者の避難計画は作らない」と発言し多くの批判を浴びたが、これを踏襲した計画を国がバックアップして作成した。

鹿児島県は早々と住民説明会の開催を決めた。11日には住民説明会開催要項を公表し、10月9日の薩摩川内市を皮切りに、15日までに全5箇所で開催を実施する。立地の薩摩川内市長は11月にも臨時市議会を開き、再稼働を了承する方向で動いている。その後、鹿児島県知事が12月議会を受けて再稼働同意を表明するというのが筋書きだ。

◆10月の住民説明会等で、規制委の審査書では安全性が確認されていないこと、避難計画では住民の安全が守れないことを迫ろう

10月9日から始まる住民説明会や、10月以降の保安規定等の審査が当面の焦点になる。住民説明会には規制庁職員が出席し、審査書の内容を説明するという。

9月10日の規制委員会では、約1万8千件のパブコメの一部を紹介し、規制庁が回答を示した。基準地震動については、日本の地震の特徴を捉えた武村式で評価すれば入倉・三宅式の4.7倍もの揺れになるとの意見に対しては、「九電は、入倉・三宅式よりも安全側に評価している」（九電は、入倉・三宅式の2倍にしたに過ぎないのだが）と述べ、なぜ武村式で評価しないのか、その理由は一言も語らなかった。福島第一原発の深刻な汚染水流出について、川内原発でなんら対策が取られていないことに対しては、「格納容器から流出しない対策を要求している」との回答だけ。福島原発事故を繰り返さないとした自らの責務にも反している。

そして、多くの専門家が指摘している火山リスクについても、なんら意見を反映していない。火山予知連絡会の会長は、火山リスクが低く巨大噴火の予知は可能だとする規制委の判断を「科学的根拠に基づいていない」、このままでは「また安全神話を作り出すことになる」と厳しく批判している。

九電の火山対策の柱はモニタリングだが、モニタリングは「噴火の時期や規模等を予知・予測することを目的としていない」と審査書は認めている。予知・予測ができなければ核燃料の搬出等できないことになるが、この燃料搬出等の手順については保安規定で具体的に検討するという。10月から始まる保安規定の審査を厳しく監視していこう（5頁参照）。

さらに、パブコメでも多くの意見が寄せられた防災・避難計画については、「原子力災害対策特別措置法に基づき、対応が講じられます」と回答を拒否し、他人事のようなそぶりだ。しかし、原災法に基づき、避難や屋内退避の基準等を決めているのは規制庁の「原子力災害対策指針」（以下：「指針」）だ。規制庁は防災・避難計画を審査対象とすべきであり、その運用に責任がある。市民の意見に答える必要がある。

◆屋内退避で極力避難させない、政府の避難政策

再稼働を前にして、内閣府と規制庁が主導しながら、避難計画はますますいびつなものとなってきている。政府の避難政策の特徴は、①PAZ（5km圏内）住民は放射能放出前に避難できるという詐欺的な前提で住民を欺き、②さらにUPZ（5～30km圏内）は、極力避難させずに屋内退避に押し込む。③避難の場合でも地域を限定し、高い線量下での被ばくを強要する避難となる。④とりわけ要援護者の避難計画は形だけで、ヘルパーの助けも借りることができない屋内退避を中心とした棄民政策そのものだ。

9月12日に内閣府が示した「川内地域の緊急時対応」（内閣府原子力災害対策担当室／川内地域ワーキングチーム、以下：「9月12日内閣府文書」）を中心に、政府の避難計画の問題点を検証する。以下は、川内に限らず、各地の避難計画でも同様に問題となる。

① 5 km圏内は放射能放出前に避難できるのか？

政府は5 km圏内の住民は、放射能放出前に避難を開始すると述べている。そのため福井県は、5 km圏内住民はスクリーニングも除染も必要ないとしている。

しかし、九電や関電等の重大事故シナリオでは、事故（一次冷却系配管破断）発生後、約20分で炉心溶融が始まり、事故後約90分でメルトスルーとなっている。炉心溶融が始まれば大量の放射能放出が始まる。電力会社のシナリオに則せば、「放出前に避難」するためには、20分で5 km圏内住民が避難を開始しなければならない。これが不可能なことは明らかだ。実際、8月31日の福井県防災訓練で関電が作成した事故シナリオは、事故から約7時間以上もたつて放射能放出が始まるという甘い想定だった。規制委は、自らが認めた重大事故シナリオと「放出前に避難」の整合性を住民に説明すべきだ。

② U P Zの住民はいつまで屋内退避を続けるのか？

要援護者にとって「屋内退避は座して死を待つに等しい」

30 km圏内の住民は、屋内退避が基本となっている。20 μ Sv/h という高い線量が確認されても即時避難ではなく「一週間以内に避難」となっている。これは要援護者も同じだ。1週間近くも屋内退避を続けることが可能なのか？

突然に原発事故が起き、1週間近くもの屋内退避を想像してみれば、飲料水や食料は底を突く。さらに、病人や障がい者等の要援護者は、薬が切れ、ヘルパーも訪問できない状況になる。3.11を経験した障がい者団体は、「屋内退避は座して死を待つに等しい」と語っている。「9月12日内閣府資料」では、川内原発U P Z圏内の在宅の要援護者は約5,700人、U P Z人口は約21万人もの人々が含まれる。これらの人々に、いつまで屋内退避を続けさせるのか？政府と鹿児島県は住民に説明すべきだ。

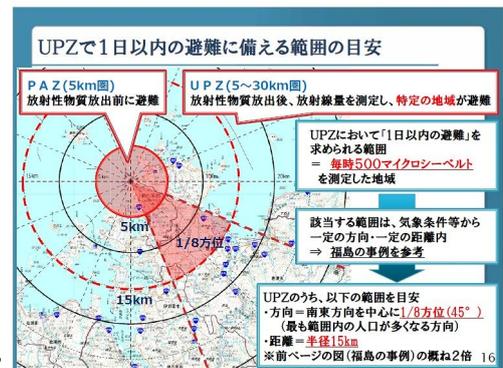
また計画では、500 μ Sv/h という極めて高い線量になって「速やかに避難」となっている。通常約1万倍、2時間で年間許容線量の1 mSv に達する汚染の中で避難を開始することになる。これを住民に知らせているのか？高い被ばくを強いる避難では、住民の安全は守れない。

③ U P Z内は避難する地域を極めて限定

さらに、U P Z内の避難については、ことさら「一斉には一時移転を行わず、毎時20 μ Sv/hを超える区域が特定された場合は、特定された区域の住民の一時移転を実施」（「9月12日内閣府資料」）と強調している。この「区域」とは、基本的に学校区単位の「区域」であり、鹿児島では30 km圏内の「一時移転の実施単位」＝「区域」毎にモニタリングポストが設置され、20 μ Sv/hを観測した「区域」だけを避難対象とし、隣の地区には屋内退避を強いる。

また、内閣府は1月21日付の「ワーキングチームの活動報告（1）」で、避難のイメージとして、30 km圏を1/8方位に分割して避難する等も推奨している。これを受けて佐賀県は、7月に公表した資料で、500 μ Sv/h に達して一日以内に避難する範囲を、1/8方位で15 km圏内（30 kmではない）で充分としている。佐賀県知事は7月8日の記者会見で、福島事故時に500 μ Sv/hに相当するのは「大体16分の1方向・5キロぐらいというのを基本に考え、16分の1の幅を2倍にして8分の1にし、そして、5キロというのを延ばして15キロまで」と述べている。

風向きが変われば高線量の地域が刻々と変化し拡大していくこと等は眼中にもなく、避難地



域を限定することしか関心がない。広域を移動式サーベイ車で測定するとしても限界があり、30 km圏を出ればモニタリングポストの数は極めて少ない（兵庫県では6箇所のみ）。

④要援護者の避難は見捨てられている

鹿児島県は10 km圏内の要援護者の避難先施設は割り当てたが、10 km以遠の約9,700人の入院・入所者の避難先は事故発生時に決めるとしている。原子力防災会議は「十分な避難先施設をあらかじめ決めておくこと」（「共通課題についての対応方針」4頁 2013.10.9）としているが、これを放棄している。その代わりに、「原子力防災・避難施設等調整システム」としてコンピュータに30 km圏外の施設リストを登録しておき、事故後に選定・調整するという計画で済ませてしまっている。しかし空きベッド等の更新は数年に1回という施設もあり、登録された施設が事故時に利用可能かも不明だ。国はなぜ「あらかじめ決めておく」とした自らの方針を投げ捨てたのか、説明すべきだ。

福井県の場合は、30 km圏内の要援護者施設については避難先施設を決めている。しかし、施設管理者達は、避難手段や夜間に職員が少ない場合等について強い不安がある。また、風向き等を考慮して2方向の避難先（福井県内と兵庫県）を決めているが、要援護者については県内避難しか決まっていない。介護している家族と引き離されることも問題だ。

さらに、鹿児島も福井も、5 km以遠の在宅の要援護者の避難先は基本的に体育館だ。しかし、避難者で一杯の体育館では、車いすでの移動はできず、専用トイレもほとんど無い。3.11では、1週間車いすに乗ったまま体育館で過ごしたという過酷な状況もある。障がい者団体は、再稼働で避難を強いるのなら、少なくとも体温調整や身体機能の維持のために冷暖房完備と運動できるスペース等が必要で、旅館やホテル等を避難先にして介護者が一緒に避難できることが必要だと述べている。政府や知事達は、避難弱者の声に耳を傾けたことがあるのか？

国は「避難によるリスク軽減のため放射線防護施設で退避」としているが、非常用発電機の燃料は3～4日分しかなく、その後どうするのかは何も決まっていない。

⑤避難先の市内や、原発近隣（5 km以遠）で汚染検査・除染して意味があるのか？

スクリーニング（汚染検査）と除染は、住民の放射能汚染を早期・簡易に見つけ、除染によって内部被ばく等を少しでも防ぐためであり、また、避難先に汚染を持ち込まないことも目的としている。規制委員会の「汚染検査・除染について」では、30 km近傍に設置することとなっていた。

しかし、鹿児島県の計画では、スクリーニング・除染は「原則として避難先となる市町に1ヵ所ずつ設置する救護所等で実施」となっている（「9月12日内閣府資料」75頁）。30 km圏を出て、例えば避難先の枕崎市までさらに約40 kmを走った後で、汚染検査・除染となる。これでは、枕崎市はもとより、途中の30 km圏外市町を汚染された車両が連なって走ることになる。

福井県の場合は、28ヵ所のスクリーニング候補地を公開したが、原発の5～20 km圏内に多く設定している。福井県は8月29日の申し入れで、「5 km以遠なら使える」「規制庁の『30 km近傍』は原則の話で、5 km以遠を規制庁も認めている」と述べている（8頁参照）。実際に8月31日の防災訓練では、兵庫県への避難を想定して、原発から約9 kmの「きのこの森」でスクリーニング訓練を行った。原発に近い地点で汚染検査や除染をしても、避難先まで30 km圏内を走り続けることになり、また汚染されるのは目に見えている。検査・除染の意味はない。兵庫県の避難先自治体は、汚染検査の基準が高すぎることを批判し、「避難先に汚染を持ち込むべきではない」と私たちの申し入れで答えている。これら避難先自治体の声も全く無視している。

さらに鹿児島の場合、除染で出てくる汚染水処理は九電がやることになっている（「9月12

日内閣府資料」77頁)。しかし汚染水の処理方法は、規制庁の方針も決まっていない。これらスクリーニングの問題について、規制庁や県は住民に説明すべきだ。

これら避難計画の問題点を住民説明会や各地で問題にし、再稼働を止めていこう。

◆全国の運動を結集して、川内原発再稼働を止めよう

川内原発の審査書に見られるように、規制委は安全性無視の姿勢をエスカレートさせ、政府と一体となって再稼働を強力に進めている。その背景には、赤字の続く電力会社の救済優先をはじめ、夏場を含む1年間を原発ゼロで乗り切った事実、経済性を優先させた老朽原発の廃炉に進む中で、川内・高浜・玄海・伊方等の原発の再稼働を進めなければ、事実上、脱原発路線になってしまうとの危機感がある。

川内原発の再稼働を止めるため、住民説明会で審査書や避難計画の問題点を具体的に追及できるよう、準備を開始しよう。10月から始まる保安規定等の審査を監視しよう。

鹿児島県内では、各議会に対して再稼働反対の陳情等が出されている。首都圏では、審査会合の傍聴・監視や抗議活動が続けられている。福井・関西では、防災訓練を再稼働のアリバイ作りにするなどの声が強まっている。福井県民会議の呼びかけによる防災訓練の検証等も準備されている。兵庫県の避難先自治体への申し入れも続いている。佐賀では、要援護者施設を訪問して避難計画の聞き取り活動等が進められている。障がい者団体は、3.11の避難の実態等を伝える全国キャラバンを秋から開始する。

全国各地の運動を結集して、川内原発の再稼働を止めよう。再稼働反対の緊急署名（9月末が第3次締め切り）を広めよう。「ストップ川内原発再稼働！9.28全国集会」に結集しよう。

投稿

火山審査・汚染水対策…川内原発審査書は新規制基準に違反している



原子力規制を監視する市民の会 阪上 武

原子力規制委員会は9月10日、1万8千件のパブリック・コメントをほとんど反映することなく、感想を述べただけであっさり川内原発の審査書を確定させ、九州電力の原子炉設置変更許可申請を許可しました。しかし、焦点の火山審査をはじめ、審査書は、内容的にも矛盾に満ちたものであり、新規制基準や審査ガイドに明確に違反するものです。このことは、パブコメに対する規制委のコメント集（9/10規制委会合資料1別紙1）からも明らかです。

◆火山審査（1）運用期間中にカルデラ噴火が生じる可能性…否定する根拠失われた

火山審査ガイドの立地評価は、『原発の運用期間中（運転期間ではない）にカルデラ噴火は発生しないこと』を示すことを要求します。規制委のコメント集をみると、九電が根拠に挙げている9万年周期説（南九州のカルデラ噴火は約9万年の周期性があり、始良（あいら）カルデラの前回のカルデラ噴火は約3万年前なので当面はない…というもの）について、「個々のカルデラでは、必ずしも明確な周期性は確認されていません（P62）」とあっさり否定しています。

焦点のドリット論文については、「サントリーニ火山のミノア噴火という1回の事例だけについてのものであって、南九州のカルデラ噴火が同様である論拠はないのでは」というパブリ

ック・コメントに対し、「一つの知見がすべての火山に適用可能とは考えていません(P63)」と、これまた適用できないことをあっさり認めています。これまで、私たちが再三指摘して答えがなかった問題ですが、火山検討チームにおいて、火山噴火予知連の藤井会長が指摘したこともあり、認めざるを得なかったのでしょう。

これで、『運用期間中にカルデラ噴火が発生しない』主要な根拠が失われました。そればかりでなく、火山審査ガイドが要求する『兆候を把握した場合の対処方針を策定する』こと自体も意味を失うこととなります。

◆火山審査(2) 兆候を把握した場合の対処方針…核燃料の搬出方針を先送り

火山審査ガイドは、運用期間中のカルデラ噴火の可能性が十分小さい場合でも、『兆候を把握した場合の対処方針を策定する』ことを要求し、具体的には、兆候の把握と対処の「判断基準」、その場合に原子炉の停止のみならず、「核燃料を搬出する方針」を策定することを求めています。

規制委コメント集に、「モニタリングは、噴火可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的としており、噴火の時期や規模等を予知・予測することを目的としていません(P65)」とあります。これでは、何十年もかかる核燃料の搬出などできないこととなりますが、それについては、別のところに、「事業者は…適切な燃料の搬出等を実施する方針としており、事業者において具体的な検討がなされる必要があります(P94)」とあります。

今後、保安規定の審査で見るとということのようですが…モニタリングをしても予知・予測はできませんよ、でも予知・予測しての核燃料の搬出の方針は必要ですよ、そのうち事業者がつくるでしょう、許可だけは先にしておきます…というのです。核燃料の搬出の方針の策定ができなければ、火山審査ガイドの要求を満たさないはずですが、策定の根拠が失われ、策定などできないとわかっていながら、許可だけはしておくというのは、安全確保に逆行する措置であり、新規制基準違反が問われる状況だと思えます。

どのような兆候を把握した場合に対処するのかを明らかにする「判断基準」については、ほとんど触れられていません。ドリュイト論文は一般化できないという指摘で白紙となり、火山検討チームにおいては今後の検討課題ということになりましたが、一方で九電がこれを適切に策定することなどとてもできるとは思えません。現時点で具体的な基準はないわけですので、これだけをもってしても、火山審査ガイドの要求を満たしていないこととなります。

◆重大事故対策…汚染水による放射能拡散を防止する対策がないのは新基準違反だ

福島第一原発で現に起きている汚染水による放射能拡散について「汚染水対策を講じていないことは、格納容器が破損した場合でも、放射能の大量の拡散を防止する策を講ずるよう要求する新規制基準(37条2項、55条)にも違反するのでは」というパブリック・コメントに対し、規制委はコメント集で、「汚染水については、まずこれを発生させないことが重要であり、新規制基準では、仮に、炉心が損傷した場合でも放射性物質が格納容器から流出しない対策を要求しています。また、重大事故等の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、適切な対応を検討できる体制を整備する方針であることを確認しています」と述べています。

新規制基準は、福島原発事故を踏まえて、仮に、放射性物質が格納容器から流出した場合でも、大量の拡散を防止する対策を施すことも求めています。規制委はこれをわざと無視しています。格納容器が破れることはないから問題なしでは、事故前の安全神話の世界に逆戻りです。今後検討する体制を整備するのでよいといった記載もありますが、新規制基準は明らかに設備による対策を求めています。現状で許可を出すのは明らかな違反です。